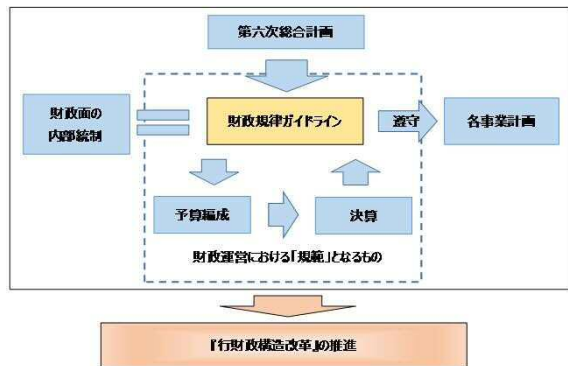


1 策定の目的

- ・平成31年4月から中核市へ移行し、今後も更に魅力あるまちとして発展し続けるためには、健全で持続可能な財政基盤の確立が不可欠。
- ・今後の人口減少や超高齢化社会の進行に伴い、これまで経験したことのない厳しい環境が差し迫っていることを踏まえ、将来にわたって規律ある財政運営を進めていくため、財政指標の目標設定や財政運営の「見える化・標準化」など、実効性の伴った具体的な財政運営の基準を示す「財政規律ガイドライン」を策定する。

2 位置付け

- ・平成32年度（2020年度）を計画開始年度とする「第六次総合計画」と連動する。
- ・毎年度の予算編成や決算等に当たっては、ガイドラインの進捗状況や各種財政指標等への影響などを点検・分析し、財政運営上の内部統制機能の強化を図るための基準となるものとする。
- ・ガイドラインの遵守を通して、時代の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、将来を見据えた持続可能な行財政運営を確立するための、『行財政構造改革』の取組を推進。



3 計画期間等

- ・平成32年度予算編成（平成31年度中）からガイドラインの運用を開始し、平成39年度までの計画とする。
- ・対象範囲は、普通会計を基本とする。

	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
第六次寝屋川市総合計画									
財政規律ガイドライン	H32予算編成から運用開始								

4 市財政の状況及び今後の環境変化に対する基本認識

① これまでの市財政の状況

- ・平成16年度以降、14年連続で実質収支、単年度収支ともに黒字を確保。
- ・財政の健全度を示す健全化判断比率はいずれも国の基準を下回る健全な状態を維持。

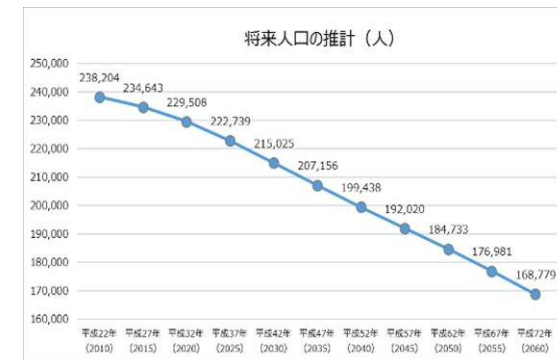
その一方で...



- ・財政構造の弾力性を示す経常収支比率は高い状況が続いており、財政構造は硬直化した状況。
- ・今後、少子高齢化の進行等により、扶助費の一層の増加が見込まれることから、財政構造の更なる硬直化は避けられない。

② 今後の環境変化に対する基本認識

- ・「寝屋川市人口ビジョン」における将来人口推計によると、2040年頃には人口20万人を下回り、その後も減少傾向が続くことが見込まれる。



出典：『寝屋川市人口ビジョン』

- ・市の公共施設等の多くは、高度経済成長期の人口急増に対応するために、一時に集中して整備を進めており、今後、これら施設の老朽化に伴い、大規模改修等の時期を一齐に迎えることから、多額の経費が必要となるが見込まれる。



これまで経験したことのない厳しい環境が、今後差し迫っていることに危機感を持ち、今からできる最良かつ最大限の対策をさまざまな視点から講じることで、持続可能な行財政運営の実現を図っていく必要がある。

5 財政規律ガイドラインの体系・設定項目

視点	項目	ガイドライン（基準等）
健全な財政構造の確保	1 財政収支	
	(1)実質収支	実質収支比率を2%以上に維持
	(2)実質単年度収支	実質単年度収支の黒字を確保
	2 経常収支比率	
	(1)全体	府内都市平均を下回る
	(2)うち人件費	中核市平均を下回る
	3 市税徴収率の向上	平成39年度末徴収率（現年分）を99.0%以上とする
将来を見据えた財政基盤の強化	4 公共施設等の老朽化対策	公共施設等総合管理計画に基づく施設改修等費用の財源を確保
	5 人件費の抑制	中長期財政フレームと連動した「総人件費の上限」の範囲とする
	1 基金積立の強化	
	(1)財政調整基金	・積立基準 前年度決算剰余金の2分の1以上の額を翌年度に積み立てる ・取崩基準 経済事情の変動等により著しい財源不足が生じた場合や災害による減収を補うためなどの場合に限定 ・残高目標 市民一人当たり残高の府内都市平均以上を維持するとともに、基金残高対標準財政規模20%以上を目指す
	(2)公共公益施設等整備基金	・積立基準 用地売却額等の積立に加え、前年度決算における事業用資産減価償却費の10%以上の額を積み立てる ・取崩基準 公共施設等総合管理計画に基づく施設改修等費用に計画的に充当 ・残高目標 平成39年度末残高36億4千万円以上を目標とする
	2 将来世代に負担を先送りしないための市債の抑制	
	(1)市債の発行・抑制の考え方	「市債発行・抑制検討フロー」に従い、効果的かつ必要最小限の市債発行に留める
	(2)実質公債費比率	府内都市平均を下回り、かつ、マイナス値を目指す
	(3)将来負担比率	府内都市平均を下回り、かつ、マイナス値を維持
	(4)債務償還可能年数	引き続き、15年を下回る状況を維持
財政運営の見える化・標準化による一貫性の確保		市債発行や基金積立の抑制について、どのような順序、考え方で判断するのか、その判断基準について「見える化・標準化」することにより、一貫性のある財政運営を実現する
中長期財政フレームの作成		財政規律ガイドラインを確実に遵守し、将来にわたる財政の持続可能性をより高めていくために、第六次総合計画の8年間（平成32年度から39年度）を踏まえた「中長期財政フレーム」を策定する

市債発行抑制・基金積立の実施を判断する流れ、考え方

基準Ⅰ「実質収支比率が2%以上を維持」かつ「実質単年度収支の黒字を確保」

① 調整前の当年度収支見込額

前年度決算剰余金
(前年度実質収支額)

+

調整前
単年度収支見込額

・基金積立については、基準に基づく最低限の積立で計上

・市債発行については、発行可能額全額起債で計上

※翌年度へ繰り越すべき財源等は、簡略化するため、ここでは考慮していない



【財政基盤強化のための調整 第1ステージ】

(市債発行抑制や基金への更なる積立が可能な状況か検討)

判定基準：①が基準Ⅰをクリアできるか

clear

out

市債発行抑制等は不可。

【財政基盤強化のための調整 第2ステージ】

(「② 交付税措置のない市債」の発行抑制を検討)

判定基準：(①-②)が基準Ⅰをクリアできるか

clear

out

原則、②を
全額発行抑制

基準Ⅰを確保できる範囲で②の抑制額決定。これ以外の発行抑制は不可。

【財政基盤強化のための調整 第3ステージ】

(「③ 臨時財政対策債」の発行抑制を検討)

判定基準：この時点での単年度収支が黒字を確保できているか

clear

out

単年度収支の黒字の
範囲で一部発行を抑制

臨時財政対策債は
同意額を全額発行

【財政基盤強化のための調整 EXTRAステージ】

(基金への更なる積立の検討)

判定基準：第3ステージ調整後においても、基準Ⅰをクリアできる

clear

基準Ⅰを確保できる範囲で、

・「公共公益施設整備基金」へ更なる積み立て

もしくは、

・翌年度借換債の発行抑制を図るために「減債基金」へ積み立て